

郵送申請に伴う申請日の取り扱いについて

1 申請日について

郵送申請する申請書等には、郵送する日を申請日として記入してください。

2 申請書等の受付日について

申請書等の受付日は、次のとおりとします。

なお、郵送申請の際に、必要な書類に不備がある場合は、書類が揃った日を申請日として受け付けすることになりますので、御了承ください。

【申請書等の受付日の取り扱い】

郵便物の消印の日	受付日
郵便物の消印の日が、申請書等に記入していただいた <u>申請日と同日、または翌日</u> の場合	申請書等に記入していただいた申請日で受け付けします
郵便物の消印の日が、申請書等に記入していただいた <u>申請日の翌々日以降</u> の場合	郵便物の消印の日で受け付けします

◆ 郵送に当たっては、郵便ポストの収集時間等を考慮して、投函していただくようお願いいたします。

【申請書等の受付日の例】

申請書等に記入していただいた申請日	郵便物の消印の日	受付日
令和2年7月1日	令和2年7月1日または7月2日	令和2年7月1日
	令和2年7月3日以降	郵便物の消印の日